

2024年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社グッドスピード
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 久統
(コード：7676 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 大庭 寿一
(TEL：052-933-4092)

会 社 名 株式会社宇佐美鋳油
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也
(TEL：052-586-1166 (代表))

株式会社宇佐美鋳油による株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の
株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋳油は、本日、別添のプレスリリース「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社宇佐美鋳油（公開買付者）が株式会社グッドスピード（公開買付けの対象者）に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年4月10日付「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2024年4月10日

各 位

会 社 名 株式会社宇佐美鋳油
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也
問 合 せ 先 052-586-1166 (代表)

株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋳油（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年3月1日付「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、2024年2月29日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場している株式会社グッドスピード（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記（2）において定義します。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付けにより取得することを決定しております。

なお、上記の公開買付けは、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施するものであり、本応募株式（第1回）（以下において定義します。以下同じです。）を取得することを主たる目的とした公開買付け（以下「第1回公開買付け」といいます。）及び第2回公開買付け（以下において定義します。以下同じです。また、第1回公開買付け及び第2回公開買付けを総称して、以下「本両公開買付け」といいます。）により構成されます。

第1回公開買付けについては、第1回公開買付前提条件（注1）が充足されたこと又は公開買付者が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、2024年4月上旬を目途に（但し、第1回公開買付前提条件が充足された日が遅れる場合には、当該日から実務上可能な限り速やかに）、開始することを予定しております。

その後、公開買付者は、第1回公開買付前提条件について、①2024年3月29日付で2023年9月期に係る有価証券報告書（以下「2023年9月期有価証券報告書」といいます。）が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、②2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期に係る四半期報告書（以下「2024年9月期第1四半期報告書」といいます。）が提出され、意見の表明をしない旨が記載されており、かつ、対象者株式が上場廃止となっておらず、③2024年3月29日付で2023年9月期決算短信、2024年4月9日付で2024年9月期第1四半期決算短信が公表されたことを確認いたしました。また、公開買付者は、2024年3月29日付で対象者が提出済みの2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までに係る各四半期報告書の訂正報告書（総称して、以下「本訂正報告書」といいます。）が提出されていることを確認いたしました。さらに、公開買付者は、その他の第1回公開買付前提条件についても2024年4月10日時点でいずれも充足されていることを確認したことから、2024年4月10日、第1回公開買付けを2024年4月11日より開始することといたしました。

（注1） 「第1回公開買付前提条件」とは、①対象者に設置された、公開買付者及び本合意株主（以下において定義します。以下同じです。）から独立した立場で本取引について検討・交渉等を行うための、2024年1月25日開催の取締役会決議により、本取引に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保する目的として、公開買付者、対象者及び本合意株主並びに本取引の成否のいずれか

らも独立した、対象者の社外取締役3名及び外部専門家1名によって構成される特別委員会において、対象者が第1回公開買付け及びこれに続く、第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に行う、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式（以下において定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付者による公開買付け（以下「第2回公開買付け」といいます。）に対して賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、本両公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第1回公開買付けの開始日において、当該答申が撤回されていないこと、②対象者の本両公開買付けに関する意見表明として、本両公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、③公開買付者及び本合意株主間で、本契約（以下において定義します。）が締結され、かつ、有効に存続していること、④対象者において、(i) 2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって対象者株式が上場廃止となっておらず、かつ、(ii) 2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること（注2）、⑤対象者において、本訂正報告書が提出されていること（注3）、⑥本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）に基づき必要な手続及び対応が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過していること、⑦対象者及びその連結子会社である株式会社チャンピオン76（以下「対象者グループ」といいます。）に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存在せず、また、対象者株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、⑧本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、⑨原因の如何にかかわらず、対象者グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと（本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。）をいいます。

(注2) 対象者は、2023年9月29日付「調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、公正性を確保した調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される第三者調査委員会を設置した上で調査を実施したとのことです。

その後、2023年12月28日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2023年9月期有価証券報告書の法定提出期限である2024年1月4日までに対象者の2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに2023年9月期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2023年9月期有価証券報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行ったとのことです。その後、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年1月4日付で、東

海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2023年9月期有価証券報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2023年9月期有価証券報告書が提出されることを前提条件としておりました。また、2024年2月13日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2024年9月期第1四半期報告書の法定提出期限である2024年2月14日までに対象者の2023年9月期に係る決算関連手続きが完了しておらず、2024年9月期第1四半期に係る決算関連手続きについても完了していないため、法第24条の4の7第1項に定める四半期報告書の提出期限までに2024年9月期第1四半期報告書の提出ができない見込みとなったことから、対象者は、東海財務局長に対し、2024年9月期第1四半期報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行ったとのことです。その後、2024年2月14日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年2月14日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けたとのことです。当該状況を踏まえ、公開買付者は、対象者が2024年9月期第1四半期報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2024年9月期第1四半期報告書が提出されることを前提条件としておりました。加えて、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年2月9日付「第22期（2024年9月期）第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信についても、それぞれ2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書と同様の理由により公表が延期されており、2024年3月1日時点では、公表予定日が決定されていないため、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されることを前提条件としておりました。

（注3）対象者は、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2023年12月30日に第三者調査委員会の調査報告書を受領しており、当該報告を受けて、提出済みである2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までの各四半期報告書の過年度訂正を行う予定とのことでした。対象者は、2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させた上で、2024年3月29日までに、本訂正報告書を提出する予定とのことでした。

なお、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、対象者グループが金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約には、2024年3月1日時点で既に当初の返済期限が到来しているものが含まれていたことから、当該金銭消費貸借契約の返済期限の延長等の手当てを継続的に講じる必要があるものの、対象者グループの財務状態等が急速に悪化しているため、当該金銭消費貸借契約の相手方である金融機関より返済期限の継続的な延長等についての合意を得るためには、十分な信用力がある公開買付者による対象者の完全子会社化を目的とした本取引の実施予定についての公表を行うことが必要であり、また、一定の交渉期間が必要であったことから、第1回公開買付けの開始予定を公表する方法により本取引に係る公表を行いました。かかる公表の後、公開買付者及び対象者は、これらの金融機関との間で返済期限の延長等について交渉を行い、本日現在において対象者の事業活動の継続のために必要な合意を得ておりますが、必要に応じて、引き続き交渉を行っていく予定です。なお、公開買付者は、本日現在、金融機関との間での交渉の対象となっている事項は、本両公開買付けの開始及び進行（撤回の可能性を含みます。）に影響する内容ではないと認識しております。

また、以下に記載のとおり、公開買付者は、買付予定数の下限を本応募株式（第1回）（以下において定義します。）と同数の 911,200 株（所有割合（注4）：23.97%）と設定することとしたほかには、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました第1回公開買付けの条件に変更はありません。

（注4） 「所有割合」とは、2024年9月期第1四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（3,783,500株）から、2024年9月期第1四半期決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（52株）を控除した数（3,783,448株）に、対象者から報告を受けた、2023年12月31日現在残存しかつ本日現在行使可能である第2回新株予約権（880個）の目的となる対象者株式数（17,600株）を加算した数（3,801,048株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下所有割合の記載について他の取扱いを定めない限り同じです。）をいいます。

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2023年9月30日現在）である加藤久統氏（所有株式数：911,208株、所有割合：23.97%、以下「加藤氏」又は「応募合意株主（第1回）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株（所有割合：23.97%、以下「本応募株式（第1回）」といいます。）（注5）について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主（2023年9月30日現在）であり、応募合意株主（第1回）の資産管理会社である株式会社 Anela（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、応募合意株主（第1回）と総称して、以下「本合意株主」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「本不応募株式」といいます。）について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、本取引の一環として、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（880個）（注6）を対象とする第1回公開買付けを実施することを決定しておりました。

（注5） 加藤氏は、本日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて対象者株式（908株。小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しているとのことです。加藤氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（908株）のうち実務上引き出しが可能な900株について、第1回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第1回公開買付期間」といいます。）中に、対象者役員持株会を退会することにより引き出した上で第1回公開買付けに応募することを予定しているとのことです。そのため、本応募株式（第1回）には、当該引き出しが予定されている対象者株式（900株）を含めております。なお、対象者役員持株会の規約上、会員は1単元（100株）未満の対象者株式を引き出すことができないため、加藤氏が本日現在対象者役員持株会を通じて所有している対象者株式（908株）のうち単元未満である8株は、本応募株式（第1回）に含めておりません。また、加藤氏が対象者役員持株会を退会することにより、加藤氏が本日現在所有する単元未満である対象者株式（8株）は、金銭により清算されるとのことであり、第1回公開買付けの決済後には、加藤氏は対象者株式を所有しないこととなる予定です。以下、本応募株式（第1回）の記載について同じです。

（注6） 第1回公開買付けの対象となる本新株予約権（880個）の内訳は、下表のとおりです。

新株予約権の名称	残存する個数 (2023年12月31日現在)	目的となる対象者株式の数
第2回新株予約権	880個	17,600株

また、公開買付者は、2024年2月29日付で、応募合意株主（第1回）との間で経営委任契約を締結しております。

その後、公開買付者は、(i) 2024年4月5日付で、対象者の第5位の株主（2023年9月30日現在）である株式会社伊藤工務店（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%、以下「伊藤工務店」といいます。）及びその子会社である中部技建株式会社（以下「中部技建」といいます。中部技建は、本日現在、対象者株式を所有していません（注7）。）との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式の全てについて、伊藤工務店（中部技建が伊藤工務店から当該株式の全てを譲り受けた場合には中部技建）が、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(ii) 2024年3月19日付で、対象者の第6位の株主（2023年9月30日現在）である山本文彦氏（所有株式数：68,000株、所有割合：1.79%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約といいます。）を、(iii) 2024年3月27日付で、対象者の第19位の株主（2023年9月30日現在）であり、対象者の元取締役である平松健太氏（所有株式数：12,700株、所有割合：0.33%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(iv) 2024年4月2日付で、対象者の第20位の株主（2023年9月30日現在）であるバルクライン株式会社（所有株式数：10,200株、所有割合：0.27%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約を、(v) 2024年4月9日付で、対象者の第10位の株主（2023年9月30日現在）であり、対象者の元取締役である横地真吾氏（所有株式数：39,000株、所有割合：1.03%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、第1回公開買付けには応募せず、第2回公開買付けに応募する旨を含む契約をそれぞれ締結いたしました。

公開買付者は、本日現在、対象者株式を100株（所有割合：0.00%）所有しておりますが、本新株予約権は所有していません。

(注7) 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月中に実行される予定とのことです。本日現在においては、具体的な実行日は未定とのことです。

なお、伊藤工務店は1987年3月16日から中部技建の議決権の過半数を所有しており、伊藤工務店は1年以上継続して中部技建の形式的特別関係者であるため（法第27条の2第7項第1号及び府令第3条第1項）、法第27条の2第1項ただし書及び府令第3条第1項に基づき、中部技建は、伊藤工務店から、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、公開買付けによることなく譲り受けることができます。また、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付け期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

第1回公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社グッドスピード

(2) 買付け等をする株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 本新株予約権

2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）

（注）公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、対象者は、2024年3月1日時点において、2022年12月23日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）を発行していましたが、対象者によれば、2024年3月1日時点において存在していた全ての第4回新株予約権が本日時点では消滅しているとのことです。第4回新株予約権は買付対象としておりません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金722円
本新株予約権 1個につき金1円

(4) 買付け等の期間

2024年4月11日（木曜日）から2024年5月13日（月曜日）まで（20営業日）

(5) 決済の開始日

2024年5月20日（月曜日）

(6) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,900,948株	911,200株	—株
合計	2,900,948株	911,200株	—株

（注1）第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式（第1回）の数の合計と同数の911,200株としております。第1回公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（911,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）第1回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第1回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数（3,801,048株）から本不応募株式（900,000株）及び公開買付者が所有する対象者株式（100株）を減じた株式数（2,900,948株）を記載しております。

（注3）単元未満株式も第1回公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い第1回公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4）第1回公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、第1回公開買付けの具体的内容は、第1回公開買付けに関して公開買付者が2024年4月11日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本両公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本両公開買付けに応募することはできません。また、本両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本両公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。